

# 社会福祉法人幕別真幸協会役員等の報酬並びに費用 弁償に関する規程

(平成30年4月1日要綱基準等第18号)

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幕別真幸協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員、評議員及び専門委員（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

- 2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 3 専門委員とは、第三者委員、入居判定委員、評議員選任・解任委員及びその他委員をいう。

## (役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 120,000円
- (2) 常務理事 月額 80,000円
- (3) 理事 1回 10,000円
- (4) 監事 1回 10,000円
- (5) 評議員 1回 10,000円
- (6) 専門委員 1回 10,000円（評議員選任・解任委員）
- (7) 専門委員 1回 6,000円（第三者委員、入居判定委員、その他委員）

## (支給の方法)

第4条 役員等の支給の方法は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬は、その職に就任した月から支給するものとし、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日（取り扱い金融機関の休日を含む。）の場合は、その日前に繰り上げて支給する。
- (2) 理事長及び常務理事が任期中にその職を辞したときの報酬は、その期間が1か月未満の場合であっても全額を支給する。
- (3) 常務理事が理事長に就任したときは、理事長の月額報酬とし、差額を支給する。
- (4) 役員等（理事長及び常務理事を除く。）の報酬は、その都度支給する。

## (役員等の費用弁償)

第5条 役員等が理事会及び評議員会並びに専門委員会に出席したときは、別に定める社会福祉法人幕別真幸協会職員旅費規程（平成19年要綱基準等第17号。以下「職員旅費規程」という。）に準じて車賃を支給するものとし、前条の支給日に合わせて支給するものとする。

## (旅費の費用弁償)

第6条 役員等が業務のため旅行する旅費に関しては、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。ただし、日当及び交通費の支給については、次のとおりとする。

- (1) 日当 6,000円（道内）  
7,000円（道外）
- (2) 交通費 2,000円（道内）  
3,000円（道外）

2 役員等の報酬を支給した場合は、日当及び交通費は支給しない。

(適用除外)

第7条 常勤の役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

(情報の公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人幕別真幸協会役員等の報酬支給規程（平成19年4月1日要綱基準等第26号）は、廃止する。

3 社会福祉法人幕別真幸協会役員等の費用弁償支給規程（平成19年4月1日要綱基準等第18号）は、廃止する。